

## 「国策民営」による責任者不在

### 1. 旧「オフサイトセンター」の解体

去る7月30日の新聞は福島第一原発から南西5kmの所にある旧大熊町役場近くにあるオフサイトセンターが取り壊されることを報じていた。そこから南へ1kmほどの所に双葉病院があった。朝日新聞は次のように報じている<sup>1</sup>。

2011年3月の原発事故では国が現地対策本部を設置。経済産業省や文部科学省、自衛隊、県庁、東電などから計150人が集まった。

だが、停電や通信回線の不通で情報の収集も発信もできなかった。気密性も不十分で、室内の放射線量は毎時200mSvと、避難指示を出す基準の50倍超になった。事故からわずか4日後の同月15日午前には避難を始め、その日のうちに全員が撤収した。

その時、約1km離れた双葉中央病院には90人ほどの患者が避難できず取り残されていた。現地本部は患者の搬送を自衛隊に任せ、救出が遅れて病院内や移動中のバス、避難先の体育館などで約50人が死亡した。

この問題を筆者は近著にも書いた<sup>2</sup>。筆者が言いたいことは、現地対策本部の人たちは避難誘導を仕事としてこの事務所に集まったのだから、被災者の避難行動の殿軍(しんがり)を務めることが使命となっていたはずだ。それなのに、無責任にもわれ先に避難してしまった。双葉病院の患者搬送のサポートを託された自衛隊も、途中で放射線量が高くなると患者を置き去りにして退避したことが記録されている。この人たちは、自分が所属する役所が住民避難を担当する主体であるという意識がなく、東電のお手伝いをできる範囲ですればよいという程度の認識しかなかったのではないか。

### 2. 原発建設推進は「国策民営」

東電経営者を被告とした、原発事故責任を問う「東電刑事裁判」の判決が9月に出る予定である。この裁判で、勝俣元会長、武黒元副社長、武藤元副社長が被告になっているが、それぞれ自分は無罪だと主張している。

この裁判がややこしいのは、東電が原発を所有し、運転して事故を起こしたのだが、東

---

<sup>1</sup> 「原発甘い備えの象徴解体へ」『朝日新聞』2019年7月30日

<sup>2</sup> 拙著『原発フェイドアウト』緑風出版、2019年、pp.204-210

電は地域独占を政府から認められた会社であり、原発の建設・運転を推進したのは政府であって、東電は受け身でその運用をしていただけたと言いうる側面を否定出来ないことである。投資も 100%東電が負担したとは言えない。原発建設を促進するために、政府は電源 3 法に基づく地元交付金を立地自治体に交付するという経済負担をしている。そして、安全規制は政府の原子力安全・保安院が審査して合格を決定している。政府が行ったことは国民が連帯責任を負わなければならない。東電が政府の意向に逆らって事故を起こしたのなら明らかに責任を問えるが、政府機関が何らかの関与によって間違った判断をして事故を起こしたのであれば、国民は連帯責任を負わなければならない。この意味で、公害問題において民間会社が毒物を流して中毒患者が発生したときに、会社の責任を問い、法人の賠償責任を追及した場合と構図の違いがある。

第 2 の困難は、全国三十数か所で行われている損害賠償訴訟に関係するものである。原発事故の被害規模の巨大さである。完全に賠償しようとする政府の年間予算約 100 兆円を超える賠償額が必要である。民間会社 1 社でこの規模の賠償額を支払う能力のある会社は存在しないであろう。したがって、会社は持ち金をすべて差し出して倒産するのが、この世の順当なルールである。けれども、差し出す持ち金は数兆円にとどまり、とうてい被害者たちの満足を得る金額には届かない。

### 3. 民間企業の公害賠償との対比

1960 年代から 70 年代にかけて化学物質に起因する公害が猖獗を極め、原因企業が糾弾された。チッソという会社は実質倒産し、公害賠償のために政府の資金注入で生かされている。民間企業が責任者の場合には、「経営者が知らなかったから無罪だ」という類の言い訳が法廷で取りざたされるような局面はなかった。

けれども、現在の東電経営者たちは、経営者というよりは国に雇われた従業員のようになり、「個人責任はない」と言い張っている。彼らがもし無罪という判決が出た場合には、事故責任の主体は、国策で原発を推進した政府だけになる。

### 4. 国策の信用失墜

国の政府が失敗して、多数の市民が死亡・発病・居住地の喪失を被った原発事故被害というのは戦争の被害のほかには比べられるものがない。戦争の場合には、国民全体が共同責任を負うことになる。その場合に身を危険にさらす兵士は、高い犠牲精神をもって従軍する。

上官を慕い信頼している善良な兵士は、けっして生きては戻れないような前線へ向かうとき、困難も危険も伴わないような戦場に向かうときよりも意気軒昂に進軍するものだ。(中略)軍の安全や戦争の勝利に必要でなければ上官がこの命令を下すはずはないとわかっているので、より大きな世界の幸福のために、自分の小さな世界を喜

んで犠牲にする。戦友の幸福と成功を祈って愛情あふれる別離の辞を残し、ただ服従するだけでなく意気揚々たる歓呼の声を上げて、命じられた輝かしく名誉ある死地へ赴くのだ<sup>3</sup>。

現在の福島県の大多数の長期域外避難者たちは、家賃補助を打ち切られた上に、借家明け渡しに同意しないことを理由に損害賠償請求をされている。要するに、20mSv/y の被ばく基準の場所に居住せよという国策に従うことを強制されている。現在、それに従っている原発直近の町の住民は、高齢者を中心に 10%程度である。つまり、国策に身をささげて、それを名誉と思う人はまずいない。国策はそれほど不信を買っている。それでも、政府はその政策を改めようとししない。

加害者が民間企業の場合は、対等な法人格同士として裁判を争うことができる。しかし加害者が政府の場合は、被害者に黙従が要求される。裁判所も政府の肩を持つ。今は、圧倒的な力の差をもって圧政が強行されている。

---

<sup>3</sup> アダム・スミス、村井・北川訳『道徳感情論』日経 BP 社、2014 年、pp.506-507